

4 県税の特別措置に関する条例

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例 (平成14年愛媛県条例第8号)

平成14年3月26日公布
平成16年3月26日改正
平成21年3月31日改正
平成28年6月28日改正
平成29年3月24日改正

(趣旨)

第1条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)に係る県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(県民税の課税免除)

- 第2条 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の4の収益事業(以下「収益事業」という。)を行わない特定非営利活動法人については、県民税の均等割を課税しない。
- 2 収益事業を行う特定非営利活動法人については、当該収益事業に係る所得の金額(法人税法(昭和40年法律第34号)第22条第1項に規定する所得の金額をいう。)が年40万円未満の事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課税しない。
- 3 事業年度が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「年40万円」とあるのは、「40万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(不動産取得税の課税免除)

- 第3条 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業(特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により特定非営利活動法人の定款に定める特定非営利活動に係る事業をいう。以下同じ。)の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものを除く。)を取得したときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。
- 2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものに限る。)をその設立の日(特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。)から1年以内は無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

(自動車税の課税免除)

- 第4条 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車とその設立の日から1年以内は無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第185条号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)がされたときは、当該自動車に対する自動車税の環境性能割を課税しない。

2 特定非営利活動法人が所有する自動車（特定非営利活動法人が使用する自動車でこの項の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第42条第3項の規定により自動車税の種別割が課されるべきものを含む。）でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの（収益事業の用に供するものを除く。）に対しては、自動車税の種別割を課税しない。

（申告）

第5条 この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税、又は自動車税に関する申告期限（普通徴収の方法によって徴収される自動車税の種別割にあつては、納期限前7日）までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
（県民税に関する経過措置）
- 2 第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間分の県民税について適用する。
- 3 第2条第2項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の県民税について適用する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 4 第3条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。
（自動車税に関する経過措置）
- 5 第4条の規定は、平成14年度以後の年度分の自動車税について適用する。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 6 第5条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

附 則（平成16年3月26日条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の県民税については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
〔 1 特別措置は、申告をしなければ受けることができません。
2 手続きの方法等詳細については各地方局税務担当課へお問い合わせください。 〕

附 則（平成28年6月28日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 前項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第2項の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

5 組合等登記令

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）

（適用範囲）

第1条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第3条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（解散の登記）

第7条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第11条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
 - 二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内
 - 三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在場所
 - 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（設立の登記の申請）

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第24条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

別表（抜粋）

名 称	根 拠 法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

参考 組合等登記令第25条において準用される商業登記法

（申請書の添付書面）

第19条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

6 愛媛県「特定非営利活動法人情報公開書類」電子公開等規約

愛媛県「特定非営利活動法人情報公開書類」電子公開等規約

(目的)

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法第7号。以下「法」という。）では、「特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、自らの情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべき」との考えにより、法人の情報公開の規定がおかれています。

愛媛県（以下「県」という。）では、法の趣旨を尊重し、県民が法人情報を閲覧する機会を拡充することで、法人制度に対する理解を促進することを目的に、県が管理するホームページ「愛媛ボランティアネット」（以下「ホームページ」という。）において、法に基づく特定非営利活動法人の各種認証申請の公表に加え法人の情報公開書類（以下「公開書類」という。）の一部等を公開します。

(公開書類)

第2条 ホームページ上で公開する書類等は、別表1のとおりとします。ただし、プライバシー保護の観点から、役員の実居住所（又は居所）については非公開とします。

(公開の方法)

第3条 公開書類は、受付後、速やかに電子ファイル化し、ホームページ上に公開するものとします。

2 公開の期間は、法第10条第2項に準じた期間とします。

(法人の自己責任)

第4条 公開する書類は、法に基づき、法人から提出があった書類であり、書類の内容に関する照会及び公開に関して生じた問題については、当該法人の責任で解決するものとします。

2 県は、本規約に基づいて情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、賠償責任を負いません。

(規約の変更等)

第5条 県は、必要に応じて本規約の変更等ができるものとします。また、変更等を行った場合は、当該ホームページに掲載する等により周知します。

(市町への事務処理権限の移譲に伴う特記事項)

第6条 本規約に基づくホームページ上での公開は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第26条により事務処理を行うこととなった市町のいずれかだけに事務所を置く特定非営利活動法人についても実施します。

(その他)

第7条 県は、その他法定事務（各種届出や提出書類等）の履行状況を必要に応じて情報提供できるものとします。

附 則

この規約は、平成19年11月16日から施行します。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成21年3月25日から施行します。

附 則
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

附 則
この規約は、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

附則
この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します

別表 1

	公表内容	区分	縦覧書類のうちホームページで公開する書類	備 考
認証申請時	1 認証申請の区分 2 申請書受理年月日 3 特定非営利活動法人の名称 4 代表者の氏名 5 主たる事務所の所在地	設立認証申請	1 定款 2 役員名簿 3 設立趣旨書 4 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 5 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	
	6 定款に記載された目的	定款変更認証申請	1 変更後の定款 2 役員名簿 3 変更当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 4 変更当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2は、所轄庁の変更を伴う場合のみ 3及び4は、事業内容の変更を伴う場合のみ
		合併認証申請	1 合併後の定款 2 合併後の役員名簿 3 合併趣旨書 4 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 5 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	

※「役員名簿」の住所（又は居所）については、非公開とします。

